

免除があると年金が減るの？

Q 以前に保険料を免除してもらった期間が何年かあります。免除の期間があると年金の額が少なくなると聞きましたが本当ですか？本当なら、年金額を増やす方法がありますか？

A 国民年金保険料の免除を受けた期間があると、老齢基礎年金の年金額を計算するとき、全額免除を受けた期間は、保険料を納めた期間の3分の1、※半額免除を受けた期間は3分の2として計算され、その期間の分だけ年金額が少なくなります。また、学生納付特例に該当した期間は、受給資格期間にはなりますが、年金額には反映されません。

そこで、免除期間をあとから納付できる「追納」制度があります。免除を受けた期間は、10年以内であれば、いつでも申し出て追納することができますが、次の点に注意が必要です。

- ① 老齢基礎年金の受給権者は追納できません。
- ② 先に経過した期間から順次追納を行います。その際、学生納付特例期間がある場合は、その期間が優先されます。
- ③ 2年より前の年度の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算がついた額になります(表参照)。

追納を希望する場合は、三条社会保険事務所へ申し込み、納付書の発行を受け、金融機関の窓口で納入してください。

(※半額免除を受けた期間について、残りの半額を納めない場合は未納期間となりますので十分注意してください。詳しくは、三条社会保険事務所または岩室村住民課住民係へ。)

【追納額表】

追納する期間	追納額〔月額〕
平成5年1月～平成5年3月	14,460円(保険料月額9,700円+加算額4,760円)
平成5年4月～平成6年3月	14,850円(保険料月額10,500円+加算額4,350円)
平成6年4月～平成7年3月	14,870円(保険料月額11,100円+加算額3,770円)
平成7年4月～平成8年3月	14,860円(保険料月額11,700円+加算額3,160円)
平成8年4月～平成9年3月	14,810円(保険料月額12,300円+加算額2,510円)
平成9年4月～平成10年3月	14,600円(保険料月額12,800円+加算額1,800円)
平成10年4月～平成11年3月	14,390円(保険料月額13,300円+加算額1,090円)
平成11年4月～平成12年3月	13,830円(保険料月額13,300円+加算額530円)
平成12年4月～平成13年3月	13,300円(保険料月額13,300円+加算額0円)
平成13年4月～平成14年3月	13,300円(保険料月額13,300円+加算額0円)

※平成15年3月までに追納する場合の金額です。

【お問い合わせ】 三条社会保険事務所 ☎0256-32-2821
または 岩室村住民課 住民係 まで

国民年金からのお知らせ

住民課 ☎82-5713

岩室村が「町村の部 ねんきん大賞」を受賞

～市町村国民年金広報表彰より～

先月13日(木)、新潟市のウェルシティ新潟において、市町村国民年金広報の表彰式が開催され、岩室村が市町村広報において国民年金記事の積極的な推進をしたとして、「町村の部 ねんきん大賞」を受賞しました。



受水槽の適正な管理及び届け出について

受水槽を設置している、又はこれから設置される皆さんへ

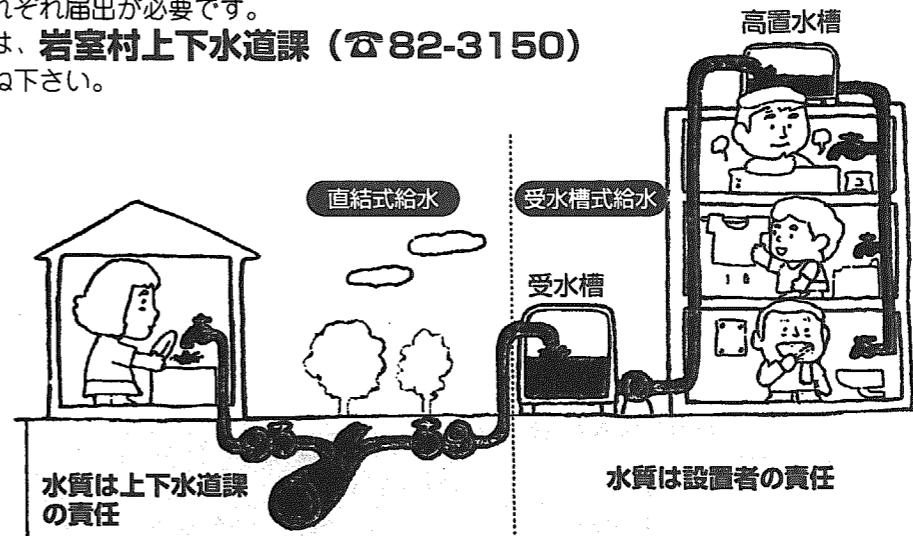
ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽や高置水槽を通じて給水しています。このような施設では、管理が十分でないと、水道の水が汚れる場合があります。

このため、受水槽を設置している方は、「水道法」「新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」により受水槽の適正な管理をお願いします。

受水槽に入るまでの水道は水道事業者(村)が管理していますが、受水槽以降はその設置者(その建物の所有者)が責任をもって管理することになっています。

当村においても、4月1日から条例施行され、受水槽の設置者はその「設置」、「届出事項の変更」、「廃止」の際はそれぞれ届出が必要です。

詳しくは、**岩室村上下水道課 (☎82-3150)** へおたずね下さい。



改正された固定資産税縦覧制度について

平成15年度から、縦覧制度が改正され、縦覧の期間は4月1日から始まり、4月20日あるいは、年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間となります。

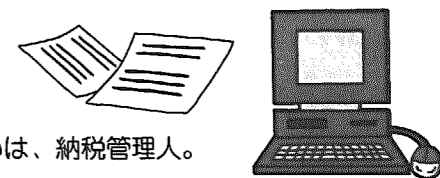
平成15年度は、通知書の発送が5月中旬となり、5月末が納期限となりますので、平成15年4月1日(火)から6月2日(月)までとなります。

この機会に資産(土地、家屋)のご確認をお願いします。

また、今年より課税明細書が、毎年通知書発送時に送付されることとなりますので、資産の確認等にご利用ください。

固定資産税の縦覧

- 縦覧場所 岩室村役場 税務課窓口
- 縦覧期間 平成15年4月1日(火)から6月2日(月)まで
- 縦覧できる人 固定資産税の納税者または、同居家族あるいは、納税管理人。
代理の場合は、委任状が必要となります。
- 持参する物 納税通知書、免許証など本人と確認ができるものを持参してください。



【問い合わせ先】 岩室村税務課 資産税係 ☎82-5716